

平成 27 年 10 月 14 日

審 査 講 評

第一期 P F I 事業整備等浄化槽保守点検等 包括業務受託者選定委員会

第一期 P F I 事業整備等浄化槽保守点検等包括業務の受託者選定に係る審査講評を、次のとおり公表する。

1 審査体制

第一期 P F I 事業整備等浄化槽保守点検等包括業務受託者選定委員会設置要綱に基づき設置された当委員会（以下「選定委員会」という。）は、第一期 P F I 事業整備等浄化槽保守点検等包括業務に関する入札説明書（選定審査要件書）に基づき提案審査を行った。

選定委員会の委員は次のとおりである。

(50 音順)

区 分	氏 名	所 属 ・ 役 職
委 員 長	木 曾 祥 秋	豊橋技術科学大学名誉教授
委 員	桐 山 晴 光	公益財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所長（前大阪府環境衛生課長）
委 員	阪井千鶴子	大阪弁護士会・コスモ法律事務所弁護士
委 員	中 島 淳	立命館大学理工学部環境システム工学科教授
委 員	難 波 徹	有限責任監査法人トーマツアドバイザー事業本部パブリックセクターシニアマネジャー・公認会計士

2 選定委員会開催経緯

選定委員会は 2 回開催した。開催日と主な審議事項は次のとおりである。

名称	開催日	主な審議事項
第一回	平成 27 年 8 月 6 日（木）	委員長の選任、委員会の役割、入札説明書の審議
第二回	平成 27 年 10 月 7 日（水）	提案審査

3 審査判定

選定委員会は、市による参加資格審査を通過した入札参加者の提案について、事業者選定審査要件書に基づき審査を行った。

入札参加者が 1 者で、複数提案の中から最優秀提案を選定するということができないため、それぞれの項目に関する委員の専門的知見や、本市のこれまでの浄化槽管理状況を参考にしつつ、要求水準項目ごとに入札参加者 1 者の提案を審査し、その優劣を評価し、提案の適否を下記のとおり判定した。

なお審査において、入札参加者名を「A」とし、その評価点は別紙「審査の結果」に示す。

入札参加者	判 定
A	適切（優秀提案）

4 審査講評

4.1 定量的審査

第 1 章「市費用の低減化に関する事項」

(1) 保守点検コストの低減

「A」が提案する総保守点検価格は、要求水準に示す価格の 92.6%で、要求水準を満たすものである。

4.2 定性的審査

第 1 章「市費用の低減化に関する事項」

(3) 本業務で対応できる修繕内容及び費用の範囲

浄化槽本体及びブロワ等の付属機器類の修繕等、提示する金額の範囲内で対応できる業務内容及び突発的事項等に関して無償で対応できる提案を審査した。

「A」はブロワのダイヤフラム・フィルター・弁破損時の修繕・交換作業費（交換部品支給）、ブロワ本体の故障修理・交換作業（交換部品支給）、マンホール蓋破損時の交換費（交換部品支給）、エアー漏れ解消対策（部品交換を除く）、殺虫剤の投入、消泡剤の投入、放流ポンプ槽及び原水ポンプ槽の保守点検、シーディング剤の投入、浄化槽法 11 条検査結果により必要となる巡回監視等、保守点検時の軽微な補修及び放流ポンプの故障時の水替え等（故障品交換までの期間）について、これらが無償で対応すると提案した。

本提案は P F I 事業における実施内容と同等であり、際立って優れているというものではないが、提案価格内でこれらの無償サービスが提供されることについて、一般の個人管理浄化槽の保守点検に比べても優れた提案であることから「優れている：B 1」と評価する。

第 2 章「住民サービスの提供に関する事項」

(1) 本業務で対応できるサービス内容及び費用の範囲

24 時間対応のフリーダイヤル、保守点検結果の通知等、無償で対応できる住民サービスに関する提案内容を審査した。

「A」は浄化槽使用者に対する 24 時間対応のフリーアクセス（無料電話）の設置、使用者への保守点検結果のポスティング、保守点検により異常が確認された場合には異常内容と処置結果を記してポスティング、本市浄化槽事業に対する市外からの視察に際して地域の受け入れ態勢の醸成等は無償で対応すると提案した。

本提案は P F I 事業における実施内容と同等であり、際立って優れているというものではないが、提案価格内でこれらの無償サービスが提供されることについて、一般の個人管理浄化槽の保守点検サービスよりは優れており、また事業視察における地域住民の理解は不可欠であることから、この提案を「優れている：B 1」と評価する。

(2) その他、住民負担の軽減、住民サービス向上につながる内容

ブロワ振動・臭気対策等浄化槽の使用に際して発生する住民ニーズに関して対応できる住民サービスの向上となる事項に関する提案内容を審査した。

「A」は市と毎月 1 回の定例会議を開催し地域住民の要望を遅滞なく市に情報提供する、地域住民との信頼関係を構築することのほか、一人暮らしの高齢者との対話に心がけることや、今後増えることが予測される空き家の把握に努めることを提案すると共に、臭気対策用ゴムパッキンの設置、放流先下流での消泡剤投入及びブロワ振動対応ゴムシート設置等について無償で対応すると提案した。

本提案は P F I 事業における実施内容と同等であり、際立って優れているとい

うものではないが、住民の浄化槽使用不安の解消に努めると共に、浄化槽使用の際の振動や臭気についての具体的な提案のほか、地域課題である高齢者への声掛けや空き家の把握を提案されており、地域の実情に配慮した提案であることから「優れている：B 1」と評価する。

第3章「保守点検に関する事項」

(1) 保守点検計画

標準とする保守点検の基本スケジュール、保守点検の回数、時期、法定検査、清掃時期の考え方、保守点検を実施するための点検体制及び24時間対応における連絡体制に関する提案内容について審査した。

「A」は保守点検に関する基本要領書により保守点検時における具体的な手順、点検項目を明らかにし、特に留意する作業内容のほか、窒素除去型小型合併処理浄化槽の対応作業として生物膜等の発生やブロワタイマーの設定不良による機能障害に対する対応と、移送水量の適正化を図ることを示した。また年間作業実施基本計画は従来の実績に基づいた上で、5人～21人槽については年4回、35人槽については年8回、200人槽については年12回の保守点検の実施を提案した。保守点検体制は「A」の保守点検実績を示した上で、2名の浄化槽管理士のほか不測の事態を想定し更に2名の浄化槽管理士及び2名の管理者並びに2名の責任者を配置した8名の体制とすることを示した。また、パソコンによる保守点検記録の作成と管理を提案し、特にPFI事業と同様に保守点検現場での携帯パソコンによる入力が可能となる管理システムを本事業においても導入することを提案した。24時間対応に関する連絡体制については24時間実施体制フロー図と、平日昼間、平日夜間及び休日・祝日・年始・年末における対応を提案した。

これらの提案のうち保守点検時における具体的な手順、点検項目、年間作業実施基本計画及び24時間対応に関する連絡体制は、PFI事業の実施内容と同等であり十分な管理体制が確保されているものの、保守点検での検査手法に関しての改善を求める意見等があったことから「優れている：B 2」と評価する。

(2) 設置と保守点検に関して必要な情報を市と共有する方法

市と共有する一元的な管理システムについて、データとして保有する情報項目、操作画面、更新頻度、情報共有のための具体的な手法、情報のセキュリティ対策等の提案内容について審査した。

「A」が導入を提案した管理システムに関してデータとして保有する情報項目、操作画面、更新頻度、情報共有のための具体的な手法、情報のセキュリティ対策について各機能の概要を添付資料とともに提案した。

提案した管理システムは、PFI事業の保守点検において実績があるもので、

市との情報共有について適正に運用されており、不適切な状態の浄化槽の把握に活用できている。一方で、市との情報伝達で用いられるUSBメモリの管理や「A」社内でのパスワードの定期更新等については触れられておらず、情報の管理体制に疑義が残る。しかし浄化槽管理台帳をシステム化し、「A」と同じ操作環境を無償で市に提供することは、全国的にも進んだ提案であることから「優れている：B1」と評価する。

第5章「PFI事業者（SPC）の財務基盤、事業信頼性」

(1) 事業者の財務基盤、事業信頼性

資金計画の確実性、金融機関との調整内容、収支計画、加入する予定の損害保険とその内容、直近の貸借対照表について審査した。

「A」が提示した財政資料によると、貸借対照表の出資金の内容に疑義はあるものの、十分な資力のある実質無借金 of 健全経営であるため、8年間の長期に亘る包括契約においても、現状の営業状況が維持されれば、資金的な問題が生じるリスクは低いものと推察する。加入する予定の損害保険等に関しては示されている内容に不明な点はあるものの、「A」の資力から推察し事故等の保証に問題がないと考えられる。これらのことから、提案については「優れている：B1」と評価する。

(2) 環境保全活動及び市内における公共事業の実績

過去3年間における環境保全等に関する企業活動及び市内における公共事業実績について審査した。

「A」の構成員は1社のため、提案書に示された実績はこの1社の実績である。「A」は、市内の塵芥、し尿収集を始めとする環境事業や下水道事業に多くの実績がある。一方で道路や河川の清掃活動やホテルの育成などの環境保全活動等にも積極的に参画していることを示した。更に全国的に高く評価されている本市PFI浄化槽事業の設置工事及び保守点検の実績は十分に評価できるものであり、これらの実績により「特に優れている：A2」と評価する。

4.3 総合評価

以上、評価した各項目が「優れている」以上の評価であり、資格審査、入札価格審査も要求水準を満たしていることから、総合評価として「A」は本事業の事業者として適切であると判定する。

【別紙】 審査の結果

章(大項目)	節(中項目)	配点		A	
				評価	評価点
第1章 市費用の低減化に関する事項	(1)保守管理コストの低減	30	40	—	11
	(2)本業務で対応できる修繕内容及び費用の範囲	10		B1	8
第2章 住民サービスの提供に関する事項	(1)本業務で対応できるサービス内容及び費用の範囲	10	20	B1	8
	(2)その他、住民負担の軽減、住民サービスの向上につながる内容	10		B1	8
第3章 保守点検に関する事項	(1)保守点検計画	10	40	B2	7
	(2)設置と保守点検に関して必要な情報を市と共有する方法	30		B1	24
第4章 事業者の財務基盤、事業信頼性	(1)資金計画、収支計画等の財務基盤	10	30	B1	8
	(2)環境保全活動及び市内における公共事業の実績	20		A2	18
合計		130		92	

【定性的事項における得点化の方法】

評価	定性得点			評価の意味
A1	10	20	30	特に優れている
A2	9	18	27	
B1	8	16	24	優れている
B2	7	14	21	
C1	6	12	18	普通
C2	5	10	15	
D1	4	8	12	やや劣っている
D2	3	6	9	
E1	2	4	6	劣っている
E2	1	2	3	
F	0	0	0	評価しない

【定量的事項における得点化の方法】

定量的得点＝（1－入札価格／予定価格）×150　但し最高点は30点とする。
 ＝（1－95,381,000/103,000,750）×150＝11.1